

# 北浦村報

第 9 号

発行所 北浦村大字山田  
北浦村役場  
発行人 真家襄之  
印刷所 石崎印刷株式会社  
電話(鈴田)一四八番

## 統合中学校議決さる

### 敷地は内宿地内大膳塚

昭和三十三年二月十日北浦にきまつた。敷地総面積は三村議会臨時会において学校施設町六反三畝十九歩である。設の統合整備計画が上提され表決の結果賛成十五、反対六、白票一によつて校舎の建設が可決された。

敷地については三月十一日の定例議会において賛成十五、反対四を以て内宿地内大膳塚

|       |        |
|-------|--------|
| 一般校舎  | 一、二五〇坪 |
| 屋内運動場 | 二二四坪   |
| 講堂    | 二二四坪   |
| 計     | 一、六七八坪 |

## 昭和三十三年二月末現在 本村に在住する人口

|     |         |
|-----|---------|
| 男   | 六、二六四人  |
| 女   | 六、七七八人  |
| 計   | 一三、〇四二人 |
| 世帯数 | 二、一五七   |

## 教育委員会の仕事

教育委員会は具体的にどんな仕事をやるものであるか、よくかいつまんでお話ししてみよう。

まず市町村教育委員会は市町村立学校の経営の任に当るのである。学校経営をするには学校の位置を決め、校地を定め、校舎を設け、椅子、実験器具等の備品をそなえなければならぬ。

どこに学校を設けるか、どの位の校地があるか、どんな校舎を建てるか等を教育委員会が定める、そしてこれらの計画の申出をまつて市町村長

つて県教育委員会に対しよい先生を配置してもらふように常に考慮している。

市町村教育委員会が学校の経営上行う仕事は以上の物と人とのことに止まらない。小中学校等に入る子供のこ

ない仕事である。このように市町村教育委員会は、市町村立学校の運動面についてもやらなければならない重要な仕事がいっぱいある。

更に市町村教育委員会は学校の経営のことにだけ行うのではない、市町村教育委員会は、公民館や図書館を運営したり、青年学級や婦人教室を開設したり、映画会、体育大会を主催する等、社会教育の営みを行うのである、また文化財の保護をはじめ市町村内の教育文化に関するほとんどの仕事をやる。

このようにして市町村教育委員会の仕事はきわめて広くかつ重要であり、その使命は



(茨城百景) 観音馬場

## 歳末たすけ合い運動結果報告

昭和三十三年歳末たすけ合い運動の結果は皆様のあたたかい心の結集として下記のとおり成果をおさめました。

金品の配分につきましては一月三十一日配分委員会を開催し配分世帯基準等を決定二月十二日、十三日、十四日、三日間にわたり八十一世帯三百三人の生活にお困りの家庭に配分いたしました受配者一同より明るい正月を迎えることが出来たので心から感謝されております。ここに本運動の結果をご報告いたします。

と共本運動にご尽力下さいました関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。今後共いっそうの協力をお願いいたします。

北浦村告示第二号

地方自治法第二百四十四条に基く「財政事情書」の作成及び公表に関する条例(昭和三十年条例第七号)の定めるところによつて、北浦村財政事情書を次のとおり公表する。

昭和三十三年二月一日

## 北浦村財政事情書

### 一、まえがき

- 一、昭和三十三年後期財政の概況
- 二、昭和三十三年後期財政の概況
- 三、昭和三十三年後期財政の概況
- 四、住民負担の状況について
- 五、村債について
- 六、村有財産について
- 七、むすび

前回は昭和三十三年一月一日から六月三十一日までの財政状況について公表いたしました。今回は同年七月一日から十二月三十一日までの財政状況についてご説明いたします。

きわめて重い、したがって国や県の立場からみて市町村教育委員会はわが国における教育の才一線の責任者であるといわざるをえないこととなります。

以上

教育委員会が発足して早くも満六年、先般或る学校の児童の社会の研究の時間に教育委員会は「どんな仕事をやるか」と質問されたが時間がないので説明が出来ないことを残念に思ひお子様の勉強資料になれば幸と村報に掲載した。

(北浦教委事務局主事)

## 昭和三十三年度十二月末一般会計財政概況表

| 区 分       |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入        | 歳出        | 繰上        | 繰下        |
| 一、村       | 一、村       | 二、地方交付税   | 三、地方交付税   |
| 二、地方交付税   | 二、地方交付税   | 三、地方交付税   | 三、地方交付税   |
| 三、地方交付税   | 三、地方交付税   | 三、地方交付税   | 三、地方交付税   |
| 四、地方交付税   | 四、地方交付税   | 四、地方交付税   | 四、地方交付税   |
| 五、地方交付税   | 五、地方交付税   | 五、地方交付税   | 五、地方交付税   |
| 六、地方交付税   | 六、地方交付税   | 六、地方交付税   | 六、地方交付税   |
| 七、地方交付税   | 七、地方交付税   | 七、地方交付税   | 七、地方交付税   |
| 八、地方交付税   | 八、地方交付税   | 八、地方交付税   | 八、地方交付税   |
| 九、地方交付税   | 九、地方交付税   | 九、地方交付税   | 九、地方交付税   |
| 十、地方交付税   | 十、地方交付税   | 十、地方交付税   | 十、地方交付税   |
| 十一、地方交付税  | 十一、地方交付税  | 十一、地方交付税  | 十一、地方交付税  |
| 十二、地方交付税  | 十二、地方交付税  | 十二、地方交付税  | 十二、地方交付税  |
| 十三、地方交付税  | 十三、地方交付税  | 十三、地方交付税  | 十三、地方交付税  |
| 十四、地方交付税  | 十四、地方交付税  | 十四、地方交付税  | 十四、地方交付税  |
| 十五、地方交付税  | 十五、地方交付税  | 十五、地方交付税  | 十五、地方交付税  |
| 十六、地方交付税  | 十六、地方交付税  | 十六、地方交付税  | 十六、地方交付税  |
| 十七、地方交付税  | 十七、地方交付税  | 十七、地方交付税  | 十七、地方交付税  |
| 十八、地方交付税  | 十八、地方交付税  | 十八、地方交付税  | 十八、地方交付税  |
| 十九、地方交付税  | 十九、地方交付税  | 十九、地方交付税  | 十九、地方交付税  |
| 二十、地方交付税  | 二十、地方交付税  | 二十、地方交付税  | 二十、地方交付税  |
| 二十一、地方交付税 | 二十一、地方交付税 | 二十一、地方交付税 | 二十一、地方交付税 |
| 二十二、地方交付税 | 二十二、地方交付税 | 二十二、地方交付税 | 二十二、地方交付税 |
| 二十三、地方交付税 | 二十三、地方交付税 | 二十三、地方交付税 | 二十三、地方交付税 |
| 二十四、地方交付税 | 二十四、地方交付税 | 二十四、地方交付税 | 二十四、地方交付税 |
| 二十五、地方交付税 | 二十五、地方交付税 | 二十五、地方交付税 | 二十五、地方交付税 |
| 二十六、地方交付税 | 二十六、地方交付税 | 二十六、地方交付税 | 二十六、地方交付税 |
| 二十七、地方交付税 | 二十七、地方交付税 | 二十七、地方交付税 | 二十七、地方交付税 |
| 二十八、地方交付税 | 二十八、地方交付税 | 二十八、地方交付税 | 二十八、地方交付税 |
| 二十九、地方交付税 | 二十九、地方交付税 | 二十九、地方交付税 | 二十九、地方交付税 |
| 三十、地方交付税  | 三十、地方交付税  | 三十、地方交付税  | 三十、地方交付税  |
| 三十一、地方交付税 | 三十一、地方交付税 | 三十一、地方交付税 | 三十一、地方交付税 |
| 三十二、地方交付税 | 三十二、地方交付税 | 三十二、地方交付税 | 三十二、地方交付税 |
| 三十三、地方交付税 | 三十三、地方交付税 | 三十三、地方交付税 | 三十三、地方交付税 |
| 三十四、地方交付税 | 三十四、地方交付税 | 三十四、地方交付税 | 三十四、地方交付税 |
| 三十五、地方交付税 | 三十五、地方交付税 | 三十五、地方交付税 | 三十五、地方交付税 |
| 三十六、地方交付税 | 三十六、地方交付税 | 三十六、地方交付税 | 三十六、地方交付税 |
| 三十七、地方交付税 | 三十七、地方交付税 | 三十七、地方交付税 | 三十七、地方交付税 |
| 三十八、地方交付税 | 三十八、地方交付税 | 三十八、地方交付税 | 三十八、地方交付税 |
| 三十九、地方交付税 | 三十九、地方交付税 | 三十九、地方交付税 | 三十九、地方交付税 |
| 四十、地方交付税  | 四十、地方交付税  | 四十、地方交付税  | 四十、地方交付税  |
| 四十一、地方交付税 | 四十一、地方交付税 | 四十一、地方交付税 | 四十一、地方交付税 |
| 四十二、地方交付税 | 四十二、地方交付税 | 四十二、地方交付税 | 四十二、地方交付税 |
| 四十三、地方交付税 | 四十三、地方交付税 | 四十三、地方交付税 | 四十三、地方交付税 |
| 四十四、地方交付税 | 四十四、地方交付税 | 四十四、地方交付税 | 四十四、地方交付税 |
| 四十五、地方交付税 | 四十五、地方交付税 | 四十五、地方交付税 | 四十五、地方交付税 |
| 四十六、地方交付税 | 四十六、地方交付税 | 四十六、地方交付税 | 四十六、地方交付税 |
| 四十七、地方交付税 | 四十七、地方交付税 | 四十七、地方交付税 | 四十七、地方交付税 |
| 四十八、地方交付税 | 四十八、地方交付税 | 四十八、地方交付税 | 四十八、地方交付税 |
| 四十九、地方交付税 | 四十九、地方交付税 | 四十九、地方交付税 | 四十九、地方交付税 |
| 五十、地方交付税  | 五十、地方交付税  | 五十、地方交付税  | 五十、地方交付税  |
| 五十一、地方交付税 | 五十一、地方交付税 | 五十一、地方交付税 | 五十一、地方交付税 |
| 五十二、地方交付税 | 五十二、地方交付税 | 五十二、地方交付税 | 五十二、地方交付税 |
| 五十三、地方交付税 | 五十三、地方交付税 | 五十三、地方交付税 | 五十三、地方交付税 |
| 五十四、地方交付税 | 五十四、地方交付税 | 五十四、地方交付税 | 五十四、地方交付税 |
| 五十五、地方交付税 | 五十五、地方交付税 | 五十五、地方交付税 | 五十五、地方交付税 |
| 五十六、地方交付税 | 五十六、地方交付税 | 五十六、地方交付税 | 五十六、地方交付税 |
| 五十七、地方交付税 | 五十七、地方交付税 | 五十七、地方交付税 | 五十七、地方交付税 |
| 五十八、地方交付税 | 五十八、地方交付税 | 五十八、地方交付税 | 五十八、地方交付税 |
| 五十九、地方交付税 | 五十九、地方交付税 | 五十九、地方交付税 | 五十九、地方交付税 |
| 六十、地方交付税  | 六十、地方交付税  | 六十、地方交付税  | 六十、地方交付税  |
| 六十一、地方交付税 | 六十一、地方交付税 | 六十一、地方交付税 | 六十一、地方交付税 |
| 六十二、地方交付税 | 六十二、地方交付税 | 六十二、地方交付税 | 六十二、地方交付税 |
| 六十三、地方交付税 | 六十三、地方交付税 | 六十三、地方交付税 | 六十三、地方交付税 |
| 六十四、地方交付税 | 六十四、地方交付税 | 六十四、地方交付税 | 六十四、地方交付税 |
| 六十五、地方交付税 | 六十五、地方交付税 | 六十五、地方交付税 | 六十五、地方交付税 |
| 六十六、地方交付税 | 六十六、地方交付税 | 六十六、地方交付税 | 六十六、地方交付税 |
| 六十七、地方交付税 | 六十七、地方交付税 | 六十七、地方交付税 | 六十七、地方交付税 |
| 六十八、地方交付税 | 六十八、地方交付税 | 六十八、地方交付税 | 六十八、地方交付税 |
| 六十九、地方交付税 | 六十九、地方交付税 | 六十九、地方交付税 | 六十九、地方交付税 |
| 七十、地方交付税  | 七十、地方交付税  | 七十、地方交付税  | 七十、地方交付税  |
| 七十一、地方交付税 | 七十一、地方交付税 | 七十一、地方交付税 | 七十一、地方交付税 |
| 七十二、地方交付税 | 七十二、地方交付税 | 七十二、地方交付税 | 七十二、地方交付税 |
| 七十三、地方交付税 | 七十三、地方交付税 | 七十三、地方交付税 | 七十三、地方交付税 |
| 七十四、地方交付税 | 七十四、地方交付税 | 七十四、地方交付税 | 七十四、地方交付税 |
| 七十五、地方交付税 | 七十五、地方交付税 | 七十五、地方交付税 | 七十五、地方交付税 |
| 七十六、地方交付税 | 七十六、地方交付税 | 七十六、地方交付税 | 七十六、地方交付税 |
| 七十七、地方交付税 | 七十七、地方交付税 | 七十七、地方交付税 | 七十七、地方交付税 |
| 七十八、地方交付税 | 七十八、地方交付税 | 七十八、地方交付税 | 七十八、地方交付税 |
| 七十九、地方交付税 | 七十九、地方交付税 | 七十九、地方交付税 | 七十九、地方交付税 |
| 八十、地方交付税  | 八十、地方交付税  | 八十、地方交付税  | 八十、地方交付税  |
| 八十一、地方交付税 | 八十一、地方交付税 | 八十一、地方交付税 | 八十一、地方交付税 |
| 八十二、地方交付税 | 八十二、地方交付税 | 八十二、地方交付税 | 八十二、地方交付税 |
| 八十三、地方交付税 | 八十三、地方交付税 | 八十三、地方交付税 | 八十三、地方交付税 |
| 八十四、地方交付税 | 八十四、地方交付税 | 八十四、地方交付税 | 八十四、地方交付税 |
| 八十五、地方交付税 | 八十五、地方交付税 | 八十五、地方交付税 | 八十五、地方交付税 |
| 八十六、地方交付税 | 八十六、地方交付税 | 八十六、地方交付税 | 八十六、地方交付税 |
| 八十七、地方交付税 | 八十七、地方交付税 | 八十七、地方交付税 | 八十七、地方交付税 |
| 八十八、地方交付税 | 八十八、地方交付税 | 八十八、地方交付税 | 八十八、地方交付税 |
| 八十九、地方交付税 | 八十九、地方交付税 | 八十九、地方交付税 | 八十九、地方交付税 |
| 九十、地方交付税  | 九十、地方交付税  | 九十、地方交付税  | 九十、地方交付税  |
| 九十一、地方交付税 | 九十一、地方交付税 | 九十一、地方交付税 | 九十一、地方交付税 |
| 九十二、地方交付税 | 九十二、地方交付税 | 九十二、地方交付税 | 九十二、地方交付税 |
| 九十三、地方交付税 | 九十三、地方交付税 | 九十三、地方交付税 | 九十三、地方交付税 |
| 九十四、地方交付税 | 九十四、地方交付税 | 九十四、地方交付税 | 九十四、地方交付税 |
| 九十五、地方交付税 | 九十五、地方交付税 | 九十五、地方交付税 | 九十五、地方交付税 |
| 九十六、地方交付税 | 九十六、地方交付税 | 九十六、地方交付税 | 九十六、地方交付税 |
| 九十七、地方交付税 | 九十七、地方交付税 | 九十七、地方交付税 | 九十七、地方交付税 |
| 九十八、地方交付税 | 九十八、地方交付税 | 九十八、地方交付税 | 九十八、地方交付税 |
| 九十九、地方交付税 | 九十九、地方交付税 | 九十九、地方交付税 | 九十九、地方交付税 |
| 一百、地方交付税  | 一百、地方交付税  | 一百、地方交付税  | 一百、地方交付税  |

| 種 別   | 数 量     | 摘 要                        |
|-------|---------|----------------------------|
| 金 種   | 二二、二一九円 | 津澄同助後援会代表小林光寿殿より三、七九円寄付せらる |
| 白 米   | 五、八〇九石  | 玄米二升六合を含む                  |
| 精 麦   | 一、四九三石  | 小麦六合を含む                    |
| 豆 類   | 〇、二〇三石  |                            |
| 手 拭   | 一六七本    | 高柳庄次郎殿より八十一本寄付せらる          |
| 石 小   | 二〇個     |                            |
| 男女小供物 | 二〇個     |                            |
| 前 風   | 二〇個     |                            |
| 封 鉛   | 八七本     |                            |
| 筒 筆   | 五枚      |                            |

三、昭和三十三年後期収入支出の概況  
昭和三十三年後期一般会計歳入額四〇、一九〇、九九〇円  
に比し収入済額三三、七八九、三一九円予算額に比し八  
六、五五%のうちおもなるものは

| 歳入   | 計     | 収入済額       | 前    | 後     | 計          | 増     | 減     |
|------|-------|------------|------|-------|------------|-------|-------|
| 1 村  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 2 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 3 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 4 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 5 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 6 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 7 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 8 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 9 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 10 財 | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |

になつており収入金の九二、四四%は村税、地方交付税で  
あります。また歳出予算については支出済額二二、九五一  
、二五五円予算額四〇、一九〇、九九〇円に比し五八、六  
九%のうちおもなるものは

昭和三十三年一般会計予算歳入状況表

(昭和三十三年七月一日から  
昭和三十三年十二月三十一日まで)

| 科    | 目     | 予算額        | 前    | 後     | 計          | 増     | 減     |
|------|-------|------------|------|-------|------------|-------|-------|
| 1 村  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 2 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 3 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 4 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 5 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 6 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 7 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 8 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 9 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 10 財 | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |

昭和三十三年一般会計予算歳出状況表

(昭和三十三年七月一日から  
昭和三十三年十二月三十一日まで)

| 科    | 目     | 予算額        | 前    | 後     | 計          | 増     | 減     |
|------|-------|------------|------|-------|------------|-------|-------|
| 1 村  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 2 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 3 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 4 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 5 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 6 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 7 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 8 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 9 財  | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 10 財 | 地方交付税 | 一八、〇〇五、四七〇 | 五、七五 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇五、四七〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |

昭和三十三年一般会計歳入歳出状況表

(昭和三十三年七月一日から  
昭和三十三年十二月三十一日まで)

| 会 計 名 | 歳入       | 歳出       | 予算額      | 前        | 後        | 計        | 増        | 減        |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 国民健康  | 三、五三、七三三 | 一、三三、三三三 | 三、五三、七三三 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 | 三、五三、七三三 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 保 險   | 三、五三、七三三 | 一、三三、三三三 | 三、五三、七三三 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 | 三、五三、七三三 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |

(国民健康保険は昭和三十三年十月一日より実施)

四、住民負担の状況について  
三十一年度は七月、十二月の  
村財政の主要なる財源である  
村税の状況については前項  
において申し上げたとおり  
であります。本項においては  
昭和三十三年七月一日から同  
年十二月三十一日までの間に  
おける負担状況をお知らせし  
ておきます。この期間における  
負担額は別表のとおり一、二、  
七三三、八八六円となり一世  
帯当たり五、八四九円村民一人  
当たり九八三円という負担状況  
となつております。これを昭和  
三十一年同期と比較いたします  
と昭和三十一年同期より一、  
五五二円一人当たり二、六四  
四円増加しておりますが、これは納  
税の改正により固定資産税が

住民の負担状況表

(昭和三十三年七月一日から  
昭和三十三年十二月三十一日まで)

| 村 税 目 別 | 調定済額  | 一世帯当り    | 一人当り     |
|---------|-------|----------|----------|
| 1 村     | 普通 税  | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 2 財     | 地方交付税 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 3 財     | 地方交付税 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 4 財     | 地方交付税 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 5 財     | 地方交付税 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 6 財     | 地方交付税 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 7 財     | 地方交付税 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 8 財     | 地方交付税 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 9 財     | 地方交付税 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 10 財    | 地方交付税 | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |

昭和三十一年度と昭和三十三年度の負担状況対比

(昭和三十三年七月一日から  
昭和三十三年十二月三十一日まで)

| 村 税 目 別 | 昭和三十一年度 | 昭和三十三年度  | 差引増減     |
|---------|---------|----------|----------|
| 1 村     | 普通 税    | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 2 財     | 地方交付税   | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 3 財     | 地方交付税   | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 4 財     | 地方交付税   | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 5 財     | 地方交付税   | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 6 財     | 地方交付税   | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 7 財     | 地方交付税   | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 8 財     | 地方交付税   | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 9 財     | 地方交付税   | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |
| 10 財    | 地方交付税   | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 |

注 固定資産税は三十一年は七月、十二月の間に於て二期分調定(七月、十二月)

昭和三十三年は納期改正により三期分調定(七月、十月、十二月)

五、村債について

(1) 長期債について  
昭和三十三年十二月末日現在における目的別村債現在高及び今期中の借入額償還額は次  
のとおりです。

| 目的別 | 未償還額     | 借入額      | 償還額      | 差引現在高    | 備 考 |
|-----|----------|----------|----------|----------|-----|
| 教育費 | 二、五〇、〇〇〇 | 二、五〇、〇〇〇 | 二、五〇、〇〇〇 | 二、五〇、〇〇〇 |     |
| 役場費 | 四、二六、四三三 | 四、二六、四三三 | 四、二六、四三三 | 四、二六、四三三 |     |
| 計   | 六、七六、四三三 | 六、七六、四三三 | 六、七六、四三三 | 六、七六、四三三 |     |

村債現在高 (昭和三十三年七月一日から三十三年十二月末日まで)



昭和三十三年十二月末日現在  
の一時借入金はありません。  
六、村有財産について  
昭和三十三年十二月末日現  
在における村有財産は次の  
とおりであります。

村有財産現在高

(昭和三十三年十二月末日現在)

(昭和三十三年十二月末日現在)

(一)土地及建物

土地

宅地 一七、八九二坪

山林 二九反六畝二六歩

原野 四畝 二歩

建物

延 三、五六〇坪

(二)機械及び器具類(価格一〇

万円以上)

自動車 トラク 一台

三輪車 一台

複写機 一台

金庫及び有価証券

### 小幡分団で動力ポンプ購入

小幡分団(分団長泉武雄)は、可搬式消防ポンプ十五馬力を水戸市トキモータースから三十五万円で購入し、一月十七日受入式を行った。

機械化に伴って消防団員の正しい操法を修得するため講師を招いて訓練を実施している。

(写真は動力ポンプと役員)

## 学校統合の基準

### 通学距離について

学校の適正配置計画をたてるには児童生徒の通学距離の限界が基礎条件として考慮されなければならない。

学校の統合は一部の児童生徒の延長を伴うものであり、このために一部の児童生徒の学習条件を著しく不利にする場合がある。したがって統合の際の学校の位置の決定、学区の編成等に当たっては、児童生徒の通学距離の限界を前提としなければならない。

通学距離の限度を定めるには次の点を特に考慮する必要がある。

1. 通学距離は通学を原因とする児童生徒の疲労が学習に悪影響を及ぼさない程度のものでなければならないこと。

2. 通学に要する時間が児童生徒の生活時間構成の均衡を失わせない程度のものでなければならないこと。

## 農地の売買、交換、贈與、貸付け等

### 農地法の解説

#### 1 知事の許可

農地の売買をし、交換をし、贈与をするなど、要するに所有権の移転をするには、知事の許可が必要である。

金借りるため農地を質入する場合も同様である。

2 農業委員会の許可

自作地を小作に貸付する場合は、農業委員会の許可が得られる。小作地のマダ貸し(特別の場合)のほかに認められないが、所有権の承諾のほかに、農業委員会の許可が必要である。

#### 3 許可を受けないとどうなる

この知事の許可や農業委員会の許可を受けずに売買や貸付けなどをして、法律上の効果はない(その意味はあとに出てくる)。

4 許可を受けるには

こんなことにならないためにはどうしたらよいのか。これはかんたんである。許可を受ければよいのである。その許可を受ける手続

5 許可を受ける手続

問題、どんな場合に許可になり、どんな場合に不許可になるかというところである。いろいろな場合があるが、この点だけはきつと、

6 注意しなければならないこと

次にこの問題で注意しなければならない点、いくつか加える。

(一) 農地の売買価格に制限はない。

農地改革のころには、法律で定められた公定価格があり、国の買収価格と同じであったが、今は、買収価格が定められていないので、売買価格は、おたがいが自由な立場で、どれだけの金があるか、どのくらいで買えようか、あうかなどを考慮して決めればよい。

(二) 譲受人(買手)も贈与を受ける人もこれに入る。

が譲り受けても自分で耕作するとは認められない場合(たとえ、他人に貸したり、転売したり)これは貸借のときの借受人についても同様である(たとえ借りてマダ貸しする

#### (三) 解放農地の取扱

めには、登記をしなければならぬ。登記をしないでおく

と、かならず、あとで問題がある。たとえば、登記簿に所有者とあり、売った人を所有ひきした人に対して、買つた人が苦情をのべても認められない。代金を払い農地の引渡を受けているのだから自分が所有者だと思つていても、登記簿にのっていないから他人は知らないものである。損をしない責任である。登記がなければ、買手が知らなかった人の責任になる。

(四) 無許可の売買は、無効であるという点の意味

甲が乙に農地を売る契約をしたが、乙は代金を払い、農地の引渡を受けても、知事の許可がなければ、所有権は移転せず、したがって、その農地の所有権は、甲であつて乙ではない。だから、甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

甲が乙に農地を貸すとき、乙は甲の所有する農地として、甲の責任で耕作する。

このように通学時間の延長が、児童生徒の生活に重大な影響を及ぼす結果となつてくることは、教育上考慮を要するものと思はれる。

求めれば小学校では四軒、中学校では六軒が一応の限度であると考えられ、それが現在のわが国における児童生徒の通学状況からみると、おおよそ妥当な距離であると思はれる。

### 白衛官募集!

陸海空 採用予定人員  
陸軍 約一〇、〇〇〇名  
海軍 約五、〇〇〇名  
空軍 約三、〇〇〇名  
合計 約一八、〇〇〇名

受付 3月1日~4月15日  
試験 4月18日~25日  
入隊 5月上旬  
待遇 2等陸海空士  
給金 月給約6,200円  
食費 月給約6,200円  
衣費 月給約6,200円  
その他 月給約6,200円

そのほか、わが国は、  
地方連絡部等に問合下さい。

出生の部

|     |      |     |
|-----|------|-----|
| 部落名 | 保護者名 | 子の名 |
| 小幡  | 東山正夫 | 守   |
| 行戸  | 塙義永  | 孝子  |
| 小幡  | 金塚惣次 | 順子  |
| 小幡  | 原徳明  | 勝二  |
| 内宿  | 柳川嘉次 | 淳   |
| 小幡  | 松本敏雄 | 健次郎 |
| 小幡  | 松本岩雄 | 新一  |
| 小幡  | 川原厚治 | 裕一  |
| 小幡  | 稲田実  | ひろ子 |
| 小幡  | 栗俣民雄 | 芳江  |
| 小幡  | 泉力   | 喜代子 |
| 行戸  | 塙成一  | 紀子  |
| 中根  | 真家昭天 | 清仁  |
| 成田  | 河野 齊 | 和子  |
| 南高岡 | 栗又次男 | 美智子 |
| 中根  | 真家昭天 | 孝行  |
| 繁昌  | 宮内則美 | 守   |
| 〃   | 小沢好美 | 昌代  |
| 〃   | 吉田 正 | はるみ |
| 小幡  | 小林クラ | 勉   |
| 次木  | 小林茂  | 美喜子 |
| 北高岡 | 松本正衛 | 光司  |
| 小幡  | 松本浅吉 | 明男  |
| 〃   | 松本浅吉 | 靖則  |
| 〃   | 矢崎 豊 | 真由美 |
| 〃   | 原 悌  | みち子 |
| 〃   | 岡崎信義 | 邦雄  |
| 小幡  | 石崎裕司 | 文子  |
| 繁昌  | 本戸 麓 | 恵子  |
| 山田  | 宮本春治 | 秀子  |
| 行戸  | 塙 馨  | かをる |
| 小幡  | 高野 勝 | 真由美 |
| 行戸  | 塙 忠夫 | 進知  |
| 小幡  | 北谷 清 | 昇   |
| 内宿  | 羽生義森 | 千代子 |
| 行戸  | 助川義雄 | 準   |
| 山田  | 横瀬好男 | 順子  |
| 小幡  | 吉田国男 | 誠   |
| 小幡  | 小野瀬博 | 洋子  |
| 小幡  | 斉藤 且 | 昌   |
| 山田  | 高柳 勇 | 富美江 |
| 山田  | 根本正雄 | 達夫  |
| 山田  | 池田 伸 | 節子  |
| 〃   | 板山 正 | 幸江  |
| 南高岡 | 栗又孝衛 | 卓美  |
| 繁昌  | 本戸和幸 | 美枝子 |
| 三和  | 河野 操 | 紀子  |
| 繁昌  | 飯島正勲 | 幸子  |

死亡の部

|             |       |
|-------------|-------|
| 部落名         | 死亡者氏名 |
| 小幡          | 有馬高   |
| 行戸          | 塙 操   |
| 成田          | 武田次男  |
| 山田          | 高柳 清  |
| 繁昌          | 真家泰次  |
| 中根          | 塚原良也  |
| 小幡          | 久保康治  |
| 小幡          | 原七郎   |
| 小幡          | 恵一    |
| 小幡          | 浩     |
| 「以上一月二月届出分」 |       |

死亡の部

|             |       |
|-------------|-------|
| 部落名         | 死亡者氏名 |
| 行戸          | 塙 孝子  |
| 山田          | 郡司幸作  |
| 北高岡         | 小林あさ  |
| 内宿          | 海老沢匡  |
| 〃           | 小沼ふゑ  |
| 山田          | 土子かつ  |
| 中根          | 真家孝行  |
| 兩宿          | 六笠 茂  |
| 小幡          | 根本新市  |
| 吉川          | 方波見しめ |
| 山田          | 高柳巳之助 |
| 内宿          | 清水貞助  |
| 南高岡         | 金田キン  |
| 〃           | 齊藤与兵衛 |
| 小幡          | 理崎好久  |
| 繁昌          | 横田勝三  |
| 山田          | 高柳 昌  |
| 兩宿          | 額賀七郎  |
| 南高岡         | 塙 六郎  |
| 小幡          | 加納道之助 |
| 繁昌          | 高柳 渉  |
| 次木          | 額賀和男  |
| 小幡          | 岡崎喜三郎 |
| 山田          | 高柳正衛  |
| 成田          | 豊島せい  |
| 吉川          | 小沼十郎  |
| 三和          | 高野きく  |
| 「以上一月二月届出分」 |       |

戸籍上の相談に ついて

村民の皆様には申し上げます。  
右のことにつきまして何かご  
相談になりたい方は、役場に  
、お出の上お話し下さい。

戸籍主任 境より